

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（案）等について（概要）

令和 6 年 3 月
総務省自治行政局

1. 概要

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 16 号。以下「デジタル手続法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 65 号。以下「番号利用法等の一部改正法」という。）による住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の一部改正に伴う政令等の一部改正等を行うものである。

2. 改正内容

（1）住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）等の一部改正

① デジタル手続法関係

国外転出者に係る本人確認情報となる附票本人確認情報について、提供方法や保存期間等、その処理及び利用等に係る規定を整備する。（※詳細は案文①・新旧対照表を参照）

② 番号利用法等の一部改正法関係

住民基本台帳法第 30 条の 15 の 2 第 1 項に規定された準法定事務に係る政令で定める基準について、事務の目的が別表第一から別表第四までの各項の下欄、別表第五各号及び別表第六の各項の下欄に掲げる事務と同一であることと定める。

③その他所要の規定の整備

（2）住民基本台帳法施行規則（平成 11 年自治省令第 35 号）の一部改正

附票本人確認情報について、具体的な提供方法を定める等、所要の規定の整備を行う。（※詳細は案文②を参照）

（3）住民基本台帳法第九条第三項及び第十九条第四項の規定による戸籍に関する事項に係る通知の方法を定める命令の制定

住民基本台帳法第 9 条第 2 項に規定する住民票記載事項通知等の戸籍に関する事項に係る通知の方法についての規定を整備する。（※詳細は案文③を参照）

3. 施行期日

令和 6 年 5 月下旬（予定）

※デジタル手続法附則第1条第10号の規定の施行の日（公布の日（令和元年5月31日）から5年以内）、番号利用法等の一部改正法の附則第1条本文の施行の日（公布の日（令和5年6月9日）から1年3月以内）と同日を予定。